

平成28年における不当労働行為事件の審査の実施状況について

審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則第4条第2項の規定により、平成28年における不当労働行為事件の審査の実施状況について公表します。

1 取扱事件の審査状況

平成28年12月31日現在

No.	事件番号及び事件名	申立事項	申立日	終結 状況	調査 回数	審問 回数	審査の期間 の日数
			終結日				
1	平成25年(不)第4号事件	・団体交渉応諾	H25. 11. 20	関与 和解	3回	-	976日
			H28. 7. 22				
2	平成26年(不)第1号事件	・原職復帰 ・バックペイ ・団体交渉応諾 ・謝罪文提示	H26. 10. 15	棄却	8回	1回	688日
			H28. 9. 1				
3	平成26年(不)第2号事件	・バックペイ ・謝罪文の提示	H26. 10. 24		10回	2回	係属中 次年繰越
			-				
4	平成27年(不)第2号事件	・バックペイ ・謝罪文の提示	H27. 3. 23		6回	2回	係属中 次年繰越
			-				
5	平成27年(不)第3号事件	・原職復帰 ・バックペイ ・団体交渉応諾	H27. 3. 27		4回	-	係属中 次年繰越
			-				
6	平成28年(不)第1号事件	・懲戒処分取消 ・バックペイ ・謝罪文提示	H28. 1. 5		5回	1回	係属中 次年繰越
			-				
7	平成28年(不)第2号事件	・団体交渉応諾 ・謝罪文提示	H28. 3. 2	関与 和解	3回	-	227日
			H28. 10. 14				
8	平成28年(不)第3号事件	・懲戒処分取消 ・バックペイ ・謝罪文提示	H28. 8. 15		2回	-	係属中 次年繰越
			-				
9	平成28年(不)第4号事件	・団体交渉応諾	H28. 10. 7		1回	-	係属中 次年繰越
			-				

※「審査の期間の日数」欄は、申立日（当日含む。）から終結日までの所要日数を記載している。

※No. 3 及びNo. 4 の事件は平成27年4月27日付けで併合し、併合後6回（通算10回）委員調査を実施した。

2 審査の期間の目標の達成状況

当委員会は、審査期間の目標を1年6月と定めているところ、平成28年に終結した3件の審査期間は、それぞれ976日（約2年8月）、688日（約1年11月）、227日（約7月、目標期間内）となっている。